

## 出水期における水位上昇対応（県と市町の連携）について

### 1 県および市町の水防責任

#### (1) 県の水防責任（水防法第3条の6）

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

#### (2) 市町の水防責任（水防法第3条）

市町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

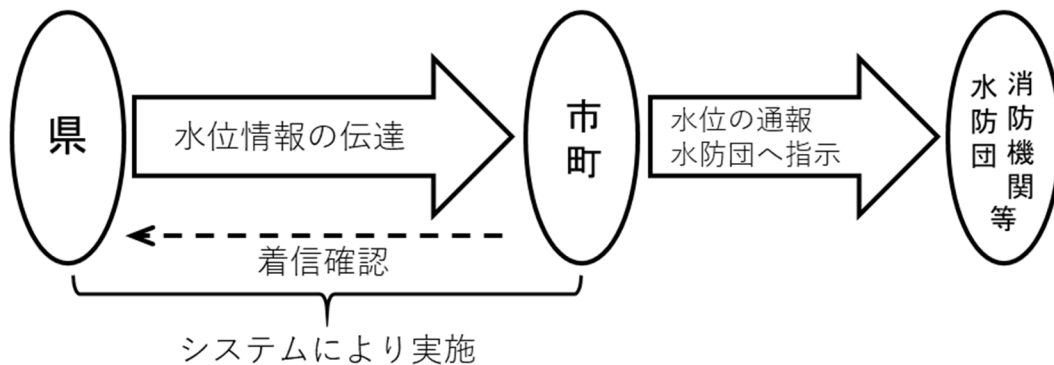
### 2 出水時における県と市町の連携について

県では滋賀県土木防災情報システムにより洪水予報、水防警報、水位などの情報を常時提供しており、市町の水防を支援している。

情報の提供については、その重要度に応じて、ホットラインやシステムによる通知の着信確認を行うなど、分かりやすく確実な情報提供に努めてきた。

今後も、引き続き確実な情報提供に努めていく。

県と市町の連携イメージ



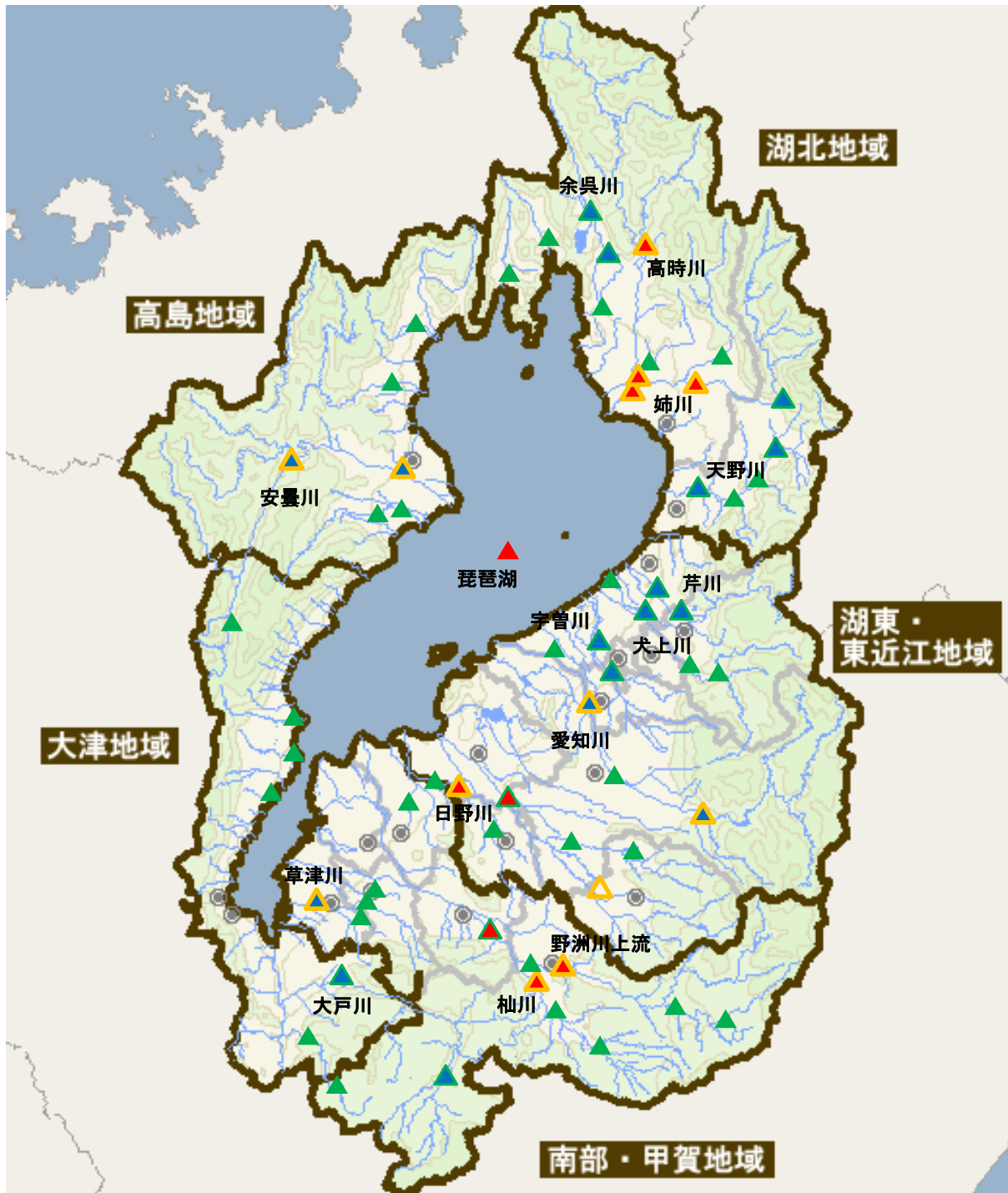
水位情報の伝達方法

	水防警報河川 (次頁△参照)	洪水予報河川 (次頁▲参照)	水位周知河川 (次頁▲参照)	水位設定している河川 (次頁▲参照)
氾濫危険水位 〔避難指示の発令判断の目安〕		システム通知 (アラーム有) 着信確認	システム通知 (アラーム有) 着信確認	
避難判断水位 〔高齢者等避難の発令判断の目安〕		システム通知 (アラーム有) 着信確認	システム通知 (アラーム有) 着信確認	
氾濫注意水位 (水防団出動の目安)	システム通知 (アラーム有) 着信確認	システム通知 (アラーム有) 着信確認		システム通知
水防団待機水位 (水防団待機の目安)	システム通知 (アラーム有) 着信確認			システム通知

システムに加えて土木事務所長等から市町長等へ直接連絡するホットラインを実施。



水位観測局位置図



- ▲ 水防警報河川：水防を行う必要がある旨を市町に警告するため、水防警報を行う河川（8河川）  
草津川、野洲川上流、杣川、日野川、愛知川、姉川、高時川、安曇川
- ▲ 洪水予報河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、洪水予報を行う河川（6河川）  
野洲川上流※、杣川※、日野川※、姉川※、高時川※、琵琶湖（※ 水防警報河川と重複する河川）
- ▲ 水位周知河川：市町が行う避難情報の発令判断に資するため、水位情報の通知と周知を行う河川（10河川）  
草津川※、大戸川、愛知川※、宇曾川、犬上川、芹川、天野川、姉川※、余呉川、安曇川※  
（※ 水防警報河川と重複する河川）
- ▲ 水位設定している河川：水防警報河川に準じて、水位を設定している河川（32河川）  
信楽川、雄琴川、真野川、和邇川、金勝川、葉山川、田村川、童子川、佐久良川、祖父川、草野川、田川、大川、大浦川、石田川、知内川、百瀬川、鴨川、安曇川、草津川、野洲川、杣川、日野川、愛知川、犬上川、天野川、余呉川、大戸川、宇曾川、芹川、姉川、高時川